



令和6年11月1日  
九州地方整備局  
川内川河川事務所

## 鹿児島県内の一級河川 “初”

### せんたいがわ くまのじょうがわ 川内川水系隈之城川等を「特定都市河川」に指定

国土交通省では、流域治水の本格的な実践に向けて、流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法第3条第1項等に基づき、令和6年11月1日、川内川水系隈之城川等の計6河川を、特定都市河川に指定します。

- 今後、隈之城川流域では、国・県・市等からなる流域水害対策協議会を組織し、浸水被害対策を流域一体で計画的に進めるための流域水害対策計画の策定を進めてまいります。
- また、指定日である令和6年11月1日から、流域内における流出雨水量を増加させるおそれのある一定規模以上の開発等の行為（雨水浸透阻害行為）については、雨水の流出増加を抑制するための対策を義務付ける運用が開始されます。

※詳細は鹿児島県HPを参照ください

(<https://www.pref.kagoshima.jp/ah07/kasen/tokuteitosikasen.html>)

(添付資料)

別 紙 川内川水系隈之城川 特定都市河川の指定

参 考 法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践

<問合せ先>

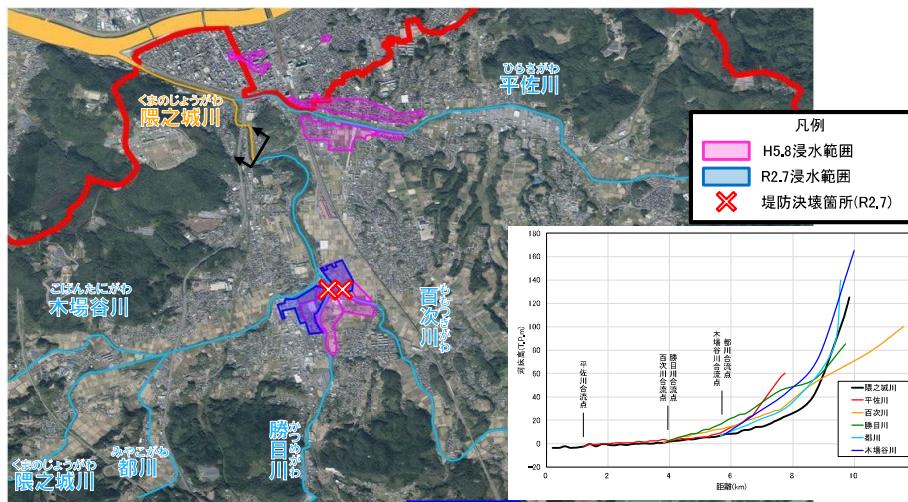
川内川河川事務所 TEL 0996-22-3271(代表)

副所長(技術) 中原 寛人 (内線 205)  
流域治水課長 永谷 恵一 (内線 351)

# 川内川水系隈之城川 特定都市河川の指定

## 隈之城川の特徴

- 隈之城川流域は、周囲を山地に囲まれ、百次川・勝目川合流点を境に勾配が約1/2,000から、約1/100~1/400程度と急激に変化する。また、流路延長が短く、山地部から急激に流下するため、到達時間も短い。
- 隈之城川の下流部は、内水被害の常襲地帯となっている。



河道等の整備のみでは早期の浸水被害解消が困難であり、  
特定都市河川の指定により、「流域治水」を本格的に実践



## 近年の水害、気候変動による激甚化・頻発化を踏まえた「流域治水」の取組強化

- H5.8 平成5年8月洪水により、百次川、勝目川において内水・溢水による浸水被害が発生し、約28haが浸水、平佐川においても内水による浸水被害が発生し、約30haが浸水
- R2.7 令和2年7月洪水により、百次川、勝目川の2箇所において堤防が決壊し約18haが浸水し、大型店舗以外にも31戸の床上浸水を確認
- R4.8 「流域治水推進に関する意見交換会」を開催し、隈之城川における「特定都市河川浸水被害対策法」の活用について検討を開始
- R6.3 第7回川内川流域治水協議会において、隈之城川の特定都市河川指定について合意



令和2年7月出水による浸水状況



第7回川内川流域治水協議会  
(R6.3.11)

## 法的枠組み(特定都市河川制度)を活用した「流域治水」の本格的実践

(具体的な対策は、隈之城川流域水害対策協議会を設置し、流域水害対策計画にて定める。以下は想定される対策を記載)

### 特定都市河川法の制度・施策等

<制度・施策等の活用主体>

|        |           |
|--------|-----------|
| 河川管理者等 | 都道府県      |
| 市町村    | 民間事業者・住民等 |

### 雨水浸透阻害行為の許可

- 宅地等以外の土地で行う流出雨水量を増加させるおそれのある行為を許可制とする。
- 対象: 公共・民間、一定規模(1,000m<sup>2</sup>以上)※条例で基準強化が可能。
- 雨水貯留浸透施設の整備を義務付け。



### 遊水地・輪中堤・排水機場等のハード整備

- 流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて整備の加速化

### 水害リスクを踏まえた土地利用規制・住まい方の工夫等

#### ①貯留機能保全区域

(洪水等を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定)

- 指定権者: 都道府県知事等
- 盛土等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告が可能

#### ②浸水被害防止区域

(浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定)

- 指定権者: 都道府県知事
- 都市計画法上の原則開発禁止
- 住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制とすることで安全性を確保

### 雨水貯留浸透施設の整備

#### ①雨水貯留浸透施設整備計画の認定

- 対象: 民間事業者等が整備する施設
- 規模要件: ≥30m<sup>3</sup> (条例で0.1~30m<sup>3</sup>の間で基準緩和が可能)
- 支援策: 税制優遇、国庫補助(補助率1/2)、地方公共団体の管理協定制度
- 固定資産税の減税、課税標準を1/6~1/2の間で市町村の条例で定める割合に軽減(参酌標準1/3)

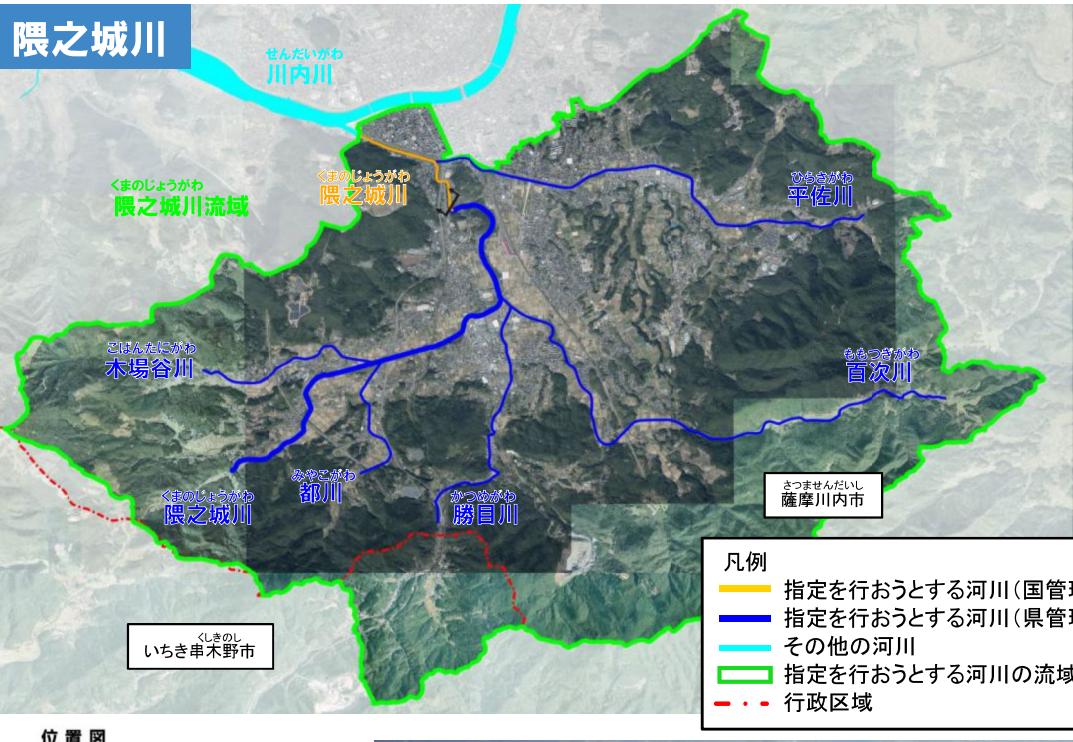
#### ②国有地の無償貸付又は譲与

- 流域水害対策計画に基づく施設を設置する地方公共団体に対し、普通財産である国有地の無償貸付又は譲与が可能

\*具体的な対策内容については、今後の調査、検討等により変更となる場合がある。

# 川内川水系隈之城川 特定都市河川の指定

- 法的枠組みを活用した流域治水を推進するため、隈之城川流域を特定都市河川に指定
- 今後、流域水害対策協議会を設置し、流域水害対策計画を策定予定。



## 今後の予定

令和4年8月

「特定都市河川」指定に関する意見交換の場として「流域治水推進に関する意見交換会」を開催し、隈之城川における「特定都市河川浸水被害対策法」の活用について検討を開始

令和6年3月

第7回川内川流域治水協議会において、隈之城川の特定都市河川指定を行うことを報告し了解を得る

令和6年8月

指定に向けた手続き開始

令和6年8月

地域住民及び関係団体等への説明会

令和6年9月

特定都市河川指定に係る法定意見聴取開始  
国土交通大臣⇒県知事・市長

令和6年11月1日

特定都市河川・流域の指定

令和6年11月以降

流域水害対策協議会の設置

流域水害対策計画の策定・実施



# 法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践

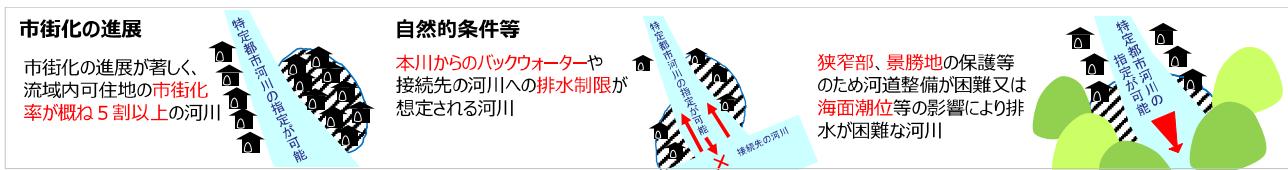
参考

## 特定都市河川浸水被害対策法の適用

### 概要

- 気候変動により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発している（例）平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風等
- このため、今後、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを進めるとともに、流域における貯留・浸透機能の向上を図る

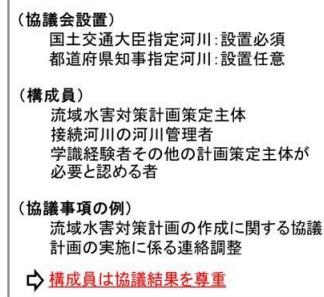
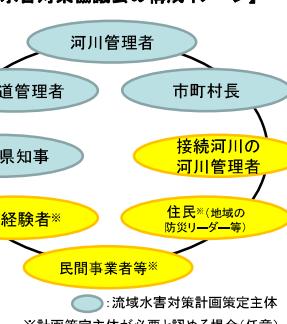
### 特定都市河川の指定対象



### 流域治水の計画・体制の強化



#### 【流域水害対策協議会の構成イメージ】



### 流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

#### 河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、整備を加速化する

- 河道掘削、堤防整備
- 遊水地、輪中堤の整備
- 排水機場の機能増強 等



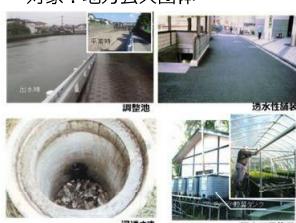
#### 雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、**公共に加え、民間**による雨水貯留浸透施設の設置を促進する

①雨水貯留浸透施設整備計画の認定  
都道府県知事等が認定することで、補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等を創設

- 対象：民間事業者等
- 規模要件： $\geq 30m^3$  (条例で0.1~30m<sup>3</sup>の間で基準緩和が可能)

②国有財産の活用制度  
**国有地の無償貸付又は譲りができる**  
・対象：地方公共団体



雨水貯留浸透施設の例

#### 雨水浸透阻害行為の許可

田畠等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることがないよう、一定規模以上の開発について、貯留・浸透対策を義務付ける

- 対象：公共・民間による $1,000m^3$ 以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

#### 保全調整池の指定

100m<sup>3</sup>以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害する埋立等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 埋立等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告

#### 浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定し、開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じることができる

- 指定権者：都道府県知事
- 都市計画法上の開発の原則禁止(自己用住宅除く)
- 住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制とすることで安全性を確保

住宅・要配慮者施設等の安全性を事前許可制とする  
被災前に安全な土地への移転を推進(防災集団移転促進事業等)

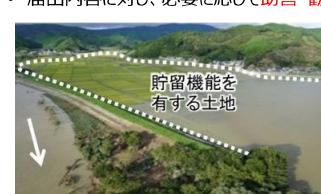


浸水被害防止区域における居住誘導・住まい方の工夫のイメージ

#### 貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 盛土等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告



貯留機能を有する土地のイメージ